

【別紙】「公益信託に関する法律施行令」(案)等の根拠法令条項

①公益信託に関する法律施行令(案)

→公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)第8条第5号から第7号、同条第12号及び第13号

②公益信託に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(案)

→鉱業法(昭和25年法律第289号)、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)、漁業法(昭和24年法律第267号)、航空法(昭和27年法律第231号)、特許法(昭和34年法律第121号)、意匠法(昭和34年法律第125号)、著作権法(昭和45年法律第48号)、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第75条第2項、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第50条第2項 ほか

③公益信託に関する法律施行規則(案)

→公益信託に関する法律第4条第2項第4号、第7条第2項及び第3項、第8条、第11条から第14条まで ほか

④公益信託に関する法律第三十三条第三項の規定により読み替えて適用する信託法第三十四条第一項第三号の内閣府令・法務省令で定める事項等を定める命令(案)

→信託法(平成18年法律第108号)第34条、第37条、第38条、第47条、第59条、第151条及び第152条、第155条及び第156条及び第159条 ほか

⑤公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令(案)

→なし

⑥一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令(案)

→一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第125条第1項及び第130条